

京都教育大学大学院教育学研究科規則

平成16年 4月 1日 制定
令和 3年 2月 22日 最終改正

第1章 総則

(目的)

第1条 京都教育大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）は、学部における教養あるいは教職経験の上に、広い視野に立って精深な学識を授け教育関係諸科学の研究を深めることにより、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教育者の養成を目的とする。

(自己評価等)

第2条 研究科は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、研究科における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

第3条 削除

(研究科長及び副研究科長)

第4条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、学長をもってこれに充てる。

3 副研究科長は、副学長の中から学長が指名する。

(課程)

第5条 研究科の課程は、修士課程とする。

(専攻及び専修)

第6条 研究科に、次の専攻及び専修を置く。

学校教育専攻	学校教育専修
障害児教育専攻	障害児教育専修
教科教育専攻	国語教育専修
	社会科教育専修
	数学教育専修
	理科教育専修
	音楽教育専修
	美術教育専修
	保健体育専修
	技術教育専修
	家政教育専修
	英語教育専修

(収容定員)

第7条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
学校教育専攻	17名	34名
障害児教育専攻	5名	10名
教科教育専攻	35名	70名

(修業年限)

第8条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）の修業年限は、4年以内の許可された年限とする。

3 修士課程の在学年限は、4年を超えることができない。ただし、長期履修学生の在学年限は、6年以内の許可された年限とする。

(学年、学期及び休業)

第9条 学年、学期及び休業については、京都教育大学学則（以下「学則」という。）第5条から第7条までの規定を準用する。

第2章 入学、転入学及び再入学

(入学時期)

第10条 入学、転入学及び再入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学年の中途とすることができる。

(入学資格)

第11条 研究科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- 六 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる研究科において、研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(転入学)

第12条 他の大学院から研究科に転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合限り、転入学を許可することができる。

(再入学)

第13条 研究科を願いにより退学した者又は学則第35条第二号及び第五号の規定の準用により除籍された者で、再入学を志願する者があるときは、再入学を許可することができる。

(出 願)

第14条 入学，転入学，再入学を志願する者は，本学が定める期日までに，入学願書に，別に定める書類を提出し，所定の検定料を添えて願出しなければならない。

(選 考)

第15条 入学，転入学，再入学の選考については，教育学部・教育学研究科教授会（以下「教授会」という。）が行う。

(入学手続き)

第16条 入学，転入学及び再入学の選考に合格した者は，本学が定める期日までに，別に定める書類を提出し，所定の入学料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず，特別の事情によって入学料の納付が困難である者については，別に定めるところにより，入学料免除願又は入学料徴収猶予願の提出をもって，入学料納付の手続きを終えた者とみなすことができる。

(入学許可)

第17条 入学，転入学及び再入学の許可は，前条第1項の手続を行った者について，学長が行う。

第3章 留学，休学，転学及び退学

(留 学)

第18条 外国の大学院に留学を希望する者については，教授会の議を経て，許可することがある。

2 留学期間は，1年以内とする。ただし，特別の事由があるときは，許可を得て更に1年以内を限り，その期間を延長することができる。

3 前項の留学期間は，休学の取扱いをしないものとする。

4 留学した外国の大学院で履修した授業科目について修得した単位は，教授会の議に基づき，15単位を超えない範囲で，研究科において修得したものとみなすことができる。

5 前4項に定めるもののほか，留学に関して必要な事項は別に定める。

(休 学)

第19条 疾病又はその他の事由により，引き続き3月以上学修することができない者は，研究科長の許可を得て休学をすることができる。

2 休学期間は，1年以内とする。ただし，特別の事由がある場合は，1年を超えて許可することがある。

3 休学期間は，通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は，修業年限及び在学年限に算入しない。

(転学，退学)

第20条 他の大学院に転学又は退学しようとする者は，その事由を具して，研究科長の許可を受けなければならない。

第4章 除籍，表彰及び懲戒

(除 籍)

第21条 除籍については，学則第35条の規定を準用する。この場合において，同条第一

号中「第30条」とあるのは「第8条第3項」と読み替えるものとする。

(表彰及び懲戒)

第22条 表彰及び懲戒については、学則第45条及び第46条の規定を準用する。

第5章 教育方法等

(教育課程の編成方針)

第22条の2 研究科は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法)

第23条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行うものとする。

(授業科目、履修方法等)

第24条 研究科の専攻別及び専修別の授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容については、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第24条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科は、学修の成果及び修士論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(指導教員)

第25条 研究科長は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、教授会の議を経て、各学生ごとに指導教員を定める。

(他の大学院における修学)

第26条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、15単位を超えないものとする。

3 第18条第4項及び前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

第27条 研究科が教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が研究科に入学する前に他の大学院又は本学大学院において履修した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に定める科目等履修生として履修した単位を含む。)を、研究科に入学した後の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、15単位を超えないものとする。

3 第18条第4項、前条第2項及び前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第28条 学生が、長期履修学生として教育課程を履修し修士課程を修了することを申し出たときは、審査の上、認めることができる。

2 前項の教育課程の履修については、別に定める。

(研究指導委託)

第29条 研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、1年を超えない範囲で、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

第6章 課程修了及び学位授与

(課程の修了)

第30条 修士課程の修了は、研究科に2年以上在学し、第24条の規定に基づく授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、修士論文については、専修に応じ、適当と認められるときは、演奏又は作品、及びそれらの関連論文をもって代えることができる。

3 修士課程修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第31条 学位の授与については、京都教育大学学位規程の定めるところによる。

第7章 検定料、入学料及び授業料

第32条 検定料、入学料及び授業料の額及びその徴収方法については、別に定める。

2 前項の規定に定めるもののほか、検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、学則第36条の規定を準用する。

第33条 入学料及び授業料の免除、徴収猶予等の取扱いについては、別に定めるところによる。

第34条 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる理由があっても返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者の申し出により、当該授業料相当額を返還する場合は、学則第38条第二号から第四号までの規定を準用する。

第8章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生

第35条 研究科に研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の制度を設ける。

2 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第9章 教員免許

第36条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科等は、別表のとおりとする。

第10章 準 用

第37条 この規則に定めるもののほか、研究科の学生に関し必要な事項は、学則その他学部学生に関する諸規程の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年12月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した者に係る別表（第36条関係）については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第7条の規程にかかわらず、平成20年度の収容定員は、学校教育専攻37名、教科教育専攻85名とする。

附 則

この規則は、平成20年11月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、改正後の第11条の規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した者に係る別表（第36条第2項関係）については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に入学した者に係る別表（第36条第2項関係）については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年2月22日から施行し、令和2年6月30日から適用する。

別表（第36条第2項関係）本学で取得できる教員免許状の種類

専 攻	教員の免許状の種類	免許教科 又は 領域
学校教育専攻	幼稚園教諭専修免許状	

	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，外国語（英語）
	高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，家庭，農業，工業，外国語（英語）
障害児教育専攻	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者，肢体不自由者，病弱者
教科教育専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，外国語（英語）
	高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，家庭，工業，外国語（英語）